

## P・ハーストのアソシエイティブ・デモクラシー論

形野清貴

はじめに

本稿の目的は、ポール・ハーストの『アソシエイティブ・デモクラシー——経済・社会ガヴァナンスの新しい諸形態』(Paul Hirst, *Associative Democracy—New Forms of Economic and Social Governance*—Polity Press, 1994)の内容を紹介し、それが現代民主主義論において持つ意義を検討することにある。

ハースト(ロンドン大学バークベック校教授)は、当初、アルチュセリアンとしてその理論活動を始めたが、その後、アルチュセリル主義と決別し、社会構成体を「最終審級における決定」や「構造的因果性」といった、何らかの組織化原理によって統括される全体性とみるマルクス主義に対する根底的批判を展開する。その過程で刊行された共著『マルクス資本論と現代資本主義』(二巻、一九七七・七八年)は邦訳もされているが、それらを通じて彼は、マルクス主義理論の枠組みの内部では、その経済還元論・階級還元論のために十分な社会分析が困難であることを指摘し、それに対して、社会関係をいかなる単一の因果原理や一貫性論理にも応答しないような、諸制度、組織形態、実

説  
 論  
 踐、そして行為者たちの総体と考える、社会についての非本質論的アプローチを提唱した（ハーストラの原理論・認識論に対する評価、批判については、Jessop:1982およびLaclau/Mouffe:1985を見よ）。その点で彼は、言説理論に依拠するE・ラクラウとともに、今日のポスト・マルクス主義の草分け的存在のひとりであると言える。

ハーストはその後、こうした立場から社会の具体的諸領域である法や政治やイデオロギーの研究を続けていくことになるが、まず最初に取り組んだのは法領域である。その集成として『法とイデオロギーについて』(On Law and Ideology, 1979)が挙げられる。この中で彼は、立法過程やこれと結合した法装置における法の制定と執行を離れて、法が内実や形態ないし機能の必然的統一性を有するわけではないことを強調し、それを法人という近代の法形態の起源によって例証している。これが意味しているのは、法の分析は立法過程の前提条件、性格および実効性から出発し、法的言説の固有の性格から法を規定しなければならないということである (Jessop:1990 参照)。

さて、ハーストは八〇年代に入って、しだいに政治の種差的な理論に取り組むようになるが、それは当然、政治の現状分析とともに多元主義や民主主義という政治原理の考察をも含むものである。(例えば『法、社会主義、民主主義』一九八六年、共著『産業衰退の転換?』一九八八年、『サッチャー以後』一九八九年、編著『多元的国家論』一九八九年など) こうして彼は、コーポラティズム論、英米の政治的多元主義、C・シュミットなどの政治理論の異なる伝統を批判的に摂取しながら、「結社型社会主義」の政治理論の構築に踏み出して行く。その一つの集成が『代議制民主主義とその限界』(Representative Democracy and Its Limits, 1990)である。この著書の中でハーストは、現代の代議制民主主義が、政府の責任性を効果的に担保し、国民に政治を開放する手段としてよりも、むしろ政権を正当化する手段として圧倒的に機能してきたとし (p. 3)、代議制民主主義の諸制度を前提としながら、いかにして新

しい民主化戦略によってそれらの欠陥を克服するのかという問題に取り組んでいる。彼はこの課題に対して、①民主主義の影響を強めるためにコーポラティズムによる経済管理を利用することが可能であるという議論、②集権的「主権国家」への権力集中に反対して、国家を「多元化」すること、つまりH・ラスキが現代社会の「連邦的」(federative)性質と呼ぶところのものを国家の諸制度が反映するようにすべきであるという議論そして③社会主義は一方で長期目標としての民主化に、他方で短期的には経済ガヴァナンスの新しい形態に結び付けることができるという議論を展開しているが、これこそまさしく民主的社會主義としての「結社型社會主義」の主張にほかならなく。(pp. 6-9)

この著書で展開された議論を受け、多元主義的な国家と結社主義的な企てに開かれた社会という長期的な目標に向けて、結社主義の政治原理を彫琢し、それに基づく経済・社会ガヴァナンスの協同的な形態をいかに作り出して行くのか、これがここに紹介する『アソシエイティブ・デモクラシー』の課題となっている(あわせて、Hirst: 1993も参照)。そこで、本書が現代民主主義論においてもつ意義については「おわりに」で触れることにして、これから内容の紹介に入ることにしよう。(なお、捧堅二「政治的多元主義とアソシエイション」季報『唯物論研究』第六一号がハーストの政治理論について、本書の前半部に触れながら紹介しているので、参照していただきたい。)

内容の紹介にあたって、訳語についてあらかじめ一言しておきたい。言うまでもなく、本書のキータームはアソシエイション(association)である。アソシエイションには、「結社」とか「協同組合」とかささまざまな意味があり、さらにはひとつの社会形態を表す場合もある(ルソー、マルクス)(田畑一九九四)。ハーストの場合も、これらのことを念頭に置いて訳さなければならないが、彼のアソシエイションリズムがとりわけイギリス多元主義の伝統に依拠したものであることから、本稿では「結社」と訳すことにした。したがって、訳語の統一性を保つため、associationalism

「説は「結社主義」、associativeは「結社型」、associationalは「結社的」、associationalistは「結社主義的」と訳している。内容の紹介に移る前に、本書の全体的構成を、あらかじめその目次によって示しておくことにする。

## 論

第1章 変化した状況

第2章 結社型諸原理と民主的改革

第3章 結社主義的倫理と集合行動の論理

第4章 結社型民主主義と経済ガヴァナンス

第5章 最近の現実と結社型経済改革

第6章 厚い福祉、薄い集産主義

第7章 結社的・連邦的福祉国家

## 一 結社主義の政治原理

第1章「変化した状況」は、全体の序論に当たる部分であり、一方で国家社会主義の崩壊、他方で既存の自由民主主義的諸理念の低迷状態の中で、結社主義 (associationism) が再評価されることになる。

今日、国家社会主義と社会民主主義の形態をとってきた今世紀の集産主義的な社会主義はその失敗と行き詰まりに遭遇している。しかし、自由主義的個人主義と自由市場資本主義は、社会主義の失敗から決定的な勝利を得たわけではない。「行政国家」化による法の支配の変質、政治家の役割の限定、選挙の意味の形骸化等、現代の巨大政府は一



九世紀自由主義の政治手段である代議制によって統制することが困難になっている。巨大政府は個人の諸権利や自由を犠牲にして成長してきた。ハーストは、結社主義こそ官僚制の弊害を克服し、市民の多様な選択を公的福祉に結び付けるシステムであるとする。

一九世紀後半以降、国民国家は、軍事や社会福祉や経済運営においてますます集権化され、主権への要求を強めてきた。しかし、近年においてこの傾向は逆転の兆しを見せ、超国家的レベルと地域レベルの重要性の増大、一国政治・経済運営の限界の明瞭化等、国家主権の「空洞化」が起こっている。さらにまた、政治における伝統的な「左右」対立軸はしだいにその意義を失いつつある。所有問題を中心に国家の排他的統制権をめぐる対立に代わって、多様な新しい政治問題が登場し、伝統的政治勢力の衰退と新しい政治勢力の台頭が見られる。西欧社会の安定にとつての主要な脅威は、もはや対内的な階級闘争あるいは対外的な敵性国家ではなく、大量失業や社会の分裂（「二つの国民」、「三分の二社会」）など拡散した社会的諸問題と国民の「不安」や「不満」である。こうした問題への唯一の解決策は、真に多元的な社会のための政治的・社会的な構造を作り出すことであって、それは、単一かつ排他的な原理に従って新しい社会を再建しようとする「全体化イデオロギー」によってもたらされるものではない。ハーストによれば、結社型民主主義 (associative democracy) は現存の諸制度の全面的な排除を伴う理念ではなく、その諸欠陥を除去するために現存諸制度を補完するものである。結社主義は、ラディカルな改革の希望を与え、政治的エネルギーを動員するに十分なほど壮大な政治的理念であるが、革命を必要とするものではなく、政治的現実と市民の選択に従って、古いものの漸次的な改革を目指すとされる。

次に第2章「結社型諸原理と民主的改革」では、結社主義の思想的源泉とその現代的構想の必要性が説かれ、結社主義的政治秩序の三つの原理（①民主的ガヴァナンスの主要手段としての結社、②国家の多元化と連邦化、③コミュニケーションとしての民主主義）とその実現に向けた改革戦略が示される。

一九世紀以降に展開された結社主義には、産業的・社会的協同を提唱したオーウェンやブルードン、イギリスの政治的多元主義（フィギス、コール、ラスキ）、さらにサンジカリズムやコーポラティブムの諸理念など、さまざまな源泉があるが、社会的教義としての結社主義は、①協同と相互性という非資本主義的原理に基づく分権的な経済の提唱、②集権的国家主権に対する批判と、それに代わるものとしてのラディカルな連邦主義的・多元主義的な理念の提唱、という二つの特徴をもっていた。ハーストは、こうした伝統を受け継ぎながらも、新しい歴史的文脈の中で再定式化された現代の結社主義を、自由民主主義的政治制度、市場経済、福祉国家にとって代わるものではなく、それらを補完するものとして位置付ける。彼によれば、結社型民主主義の基本的な規範的主張は、「個人の自由と人間の福祉は、社会のできるだけ多くの業務が自発的で民主的に自治を行う諸結社によって管理されるとき、ともに最もよく提供される」という点にあるとされる。つまり「結社主義は、選択した諸目標を追求する個人にとっての自由という目的を社会的業務の効果的なガヴァナンスに適合させようとする」のである。（一九頁）結社主義は、自由の価値に優先権を与え、自由を自らが選択した諸目標を追求する個人の能力として定義するが、同時に、多数の人々によって自由が効果的に追求されるのは、彼らが自発的結社の中で仲間と共同できるように社会によって支援される場合だけであると論じる。このためには、諸個人や諸集団が同一の社会に止まりながら、互いに異なる公共財を追求することのできる政治的枠組みが必要となる。ハーストは、結社主義的政治秩序の組織化のための原理として次の三つを挙

げ、それぞれについて詳論している。

第一の原理である「民主的ガヴァナンスの主要手段としての結社」とは、自発的な自治結社が徐々にかつ漸次に経済的・社会的業務の民主的ガヴァナンスの主要な手段となることである。この構想は、①国家機能の諸結社への一部委譲と、結社に対する公的融資メカニズムの創出、②結社間の相互融資や援助機関のような、結社型秩序を市民社会において支える手段の確立という、二つの過程を含んでいる。このうち前者は、代議制民主主義を改革し、国家活動の規模と範囲を削減して、その応答性を増大させるために必要である。これは、一見すると、経済的自由主義の処方箋と似ているようにも見えるが、結社主義は、社会的給付や経済に対する管理それ自体を縮小するのではなく、団体構成員と公的権力の双方に対して責任を負う自発的諸団体にそれらの機能遂行を委譲することによって、その組織形態の変更を目指すという点で異なるとされる。ここで、ハーストは、N・ボツピオ、R・ダールら自由民主主義者との共通点と相違点に触れつつ、結社主義の意義を明らかにしている(二二頁以下)。その要点は、彼らの議論は結社主義を擁護するのに役立つが、両者は国家を基軸的な政治共同体としてみるという自由民主主義国家の「ヴィジョン」にこだわりつつけているため、結社主義を提唱するまさに手前で立ち止まってしまおうということである。結社主義は、公・私領域のバランスを変更しようとする。結社型民主主義は、民主的にコントロールされる自発的諸結社を通じて私的領域を「公共化」(publicizing)することによって、個人の自由を侵害しようというのではなく、彼らに關係する経済や福祉業務のより大きなコントロールを市民に与えることで、彼らの自由を強めようとするのである。結社主義は、自発的な自治団体を民主的ガヴァナンスと社会生活の組織化の主要な手段と考える。かくして、自治的な市民社会が社会の特色となる。国家は、結社間の平和を保証し、個人の諸権利を保護し、さらに公的融資のメカニズム

を提供するという、副次的ではあるが本質的に必要な役割を果たす公権力として位置付けられる。

それでは、国家はどのように編成されるべきか。これを示す第二の原理が「国家の多元化と連邦化」である。それは、権力ではできるだけ、地域的であれ職能的であれ、異なる領域の当局に配分されるべきであり、かかる領域内部の行政は、当該業務の効果的なガヴァナンスに適した最も低次のレベルに委ねられるべきである、ということを意味している。結社主義は国家の主権と集権化の双方に挑戦するものであるが、ハーストは、そのための首尾一貫した理論を求めて、英米の多元主義の伝統を祖上に載せている（二七頁以下）。イギリスの多元主義（多元的国家論）が国家主権への批判を展開したのに対して、アメリカの多元主義（分析的多元主義）は、多元主義的な利益集団と政治競争の存在によつて集権的主権国家の弊害を緩和することができると主張する。しかし、多元主義的政治競争と集権国家の組み合わせには、有力集団の影響力による公共政策の歪曲、政策の一貫性の欠如などの危険が潜んでいる。これに対して、イギリスの多元主義者たちは、病理的な「少数諸派支配」と忍び寄る官僚制化に対する唯一の解決策は国家の形態を変更することであると論じてきた（ラスキによる連邦制の提案）。ハーストによれば、結社型民主主義は国家の機能の一部を自発的諸結社に委譲することを求めるが、それは同時に、結社の活動を規制する共通ルールを維持する公権力を必要とする。そして、かかる権力は、代議制民主主義の諸原理に基づいてその権力を規定し、かつ制限する連邦制憲法からその権威を引き出すべきであり、このような国家は、限定された機能をもつ「自由主義的立憲国家」であるとされる。

結社主義的政治秩序の第三の原理は「コミュニケーションとしての民主主義」である。民主的ガヴァナンスの本質は、たんに市民による選挙や多数決の権力にあるのではなく、治者と被治者の間の情報の絶え間ない流れと、それに

よって前者が後者の同意と協力を追求することにある。ハーストは、代議制民主主義の問題点は、地域代表という代表形態の不適切さにあるのではなく、民主的決定過程のタイプと決定作成の範囲にあるとする。つまり、多数決原理を集権国家の決定作成と結びつけることによって、代議制民主主義はもっぱら国家行政を正当化する役割を果たしているのである。だが、多数決としての民主主義を強調することは、政府の責任性の問題にほとんど答えることにはならない。この問題に答えるためには、分権化による決定の範囲の制限と並んで、民主主義をコミュニケーションとしてとらえる新しいアプローチが必要である。それは、民主主義を多数支配としてではなく、「被治者から治者への適切な情報フローに基づく効果的な統治と、それによって影響を受ける人々との継続的協議を通じた政策執行の調整」の観点から構想する(二三五頁)。この「コミュニケーションとしての民主主義」観は、すでにデュルケムの中に認められるが(「社会的調整機関としての国家」「調整の基盤としての効果的コミュニケーション」、今日ではたいいていのネオ・コーポラティズム的な社会ガヴァナンス観の基礎となっている(三五頁以下)。ハーストによれば、コミュニケーションとしての民主主義は、職能民主主義制度の公式な導入も、国家による団体創設戦略(コーエン/ロジャーズ)も必要とせず、政府の多くの機能が諸結社に委譲され、これら諸結社の協調に基づいて調整が行われるようなシステムの中でもっともうまく作動するとされる。コーポラティズムの弊害を除去し、諸団体と国家との調整の新しいパターンを促進するためには、国家による上からの創設ではなく、下からの結社形成過程を重視すること、経済の活性化のプログラムを促進する地域・地方政府の努力を拡大することが重要である。

さて、以上の原理に基づく結社主義的政治秩序を構築するための改革戦略について、ハーストは次の点を指摘する。まず、「国家を味方につける」こと、つまり国家政治の改革がその前提条件となる。そのためには、これまで知られ

てきたさまざまな諸理念を結び付け、それらが実際的であることを示す明確な構想を提示する必要がある。さらに、この改革は権力を掌握した一政党による上からの改革ではなく、市民社会の諸勢力による下からの改革でなければならぬ。ハーストの示す結社主義的秩序原理は、既に述べたように、既存の自由民主主義的諸制度を補完するものであつて、それらに全面的に取って代わるものではない。「結社主義は、それ自体で完全な一つの社会システムとしてではなく、社会の組織化の一つの基軸的な原理として考えるのが最もよい。つまり、社会活動の諸セクターや諸領域にわたつて一般化され得る、社会諸関係を組織するための一つのパターンとしてである」(四二頁)。

第3章「結社主義的倫理と集合行動の論理」では、結社主義理論に対して予想されるさまざまな異論に応えて、幾つかの重要な論点が提示され、結社主義の規範理論がさらに展開される。

ハーストは、初期の結社主義者の諸説に見られる是認し難い主張として、①人間は結合しようとする自然の意志をもっているという仮説(ブルードン、コール、フィギス)、②結社は、国家よりも容易に、構成員の忠誠を享受できるといふ仮説(コール、ラスキ、フィギス)、③国家は他のものと同様に一つの結社に過ぎないという仮説(ラスキ、コール)、④結社はその構成員から独立した真の法人格をもっているという仮説(メイトランド、フィギス、ラスキ、コール↑ギールケ)を挙げ、これら四つの命題が、結社主義の倫理的議論にとつて不必要であるばかりでなく、いずれも根本的な欠陥をもつものであると批判する(四五〜四九頁)。それに代わつて、ハーストは、次の三つの規範的主張を提示している。①人間は共通の目的を遂行するために互いに結合すべきであり、そして彼らは自由な選択に基づいてそうすることができなければならない。②かかる自発的結社は出来る限り自由に発展することを許されるべき

であり、それらの内部問題はその構成員が任意に処理する事柄であるべきである。③それゆえ、国家ないし公権力が結社の自由を制限し得るのは、ただ個人の自由を保護するためか、それとも他の結社の自由や利益の侵害を防ぐためだけであるということになる。(四四頁) 以下では、それに関連するさまざまな論点が取り上げられ、結社主義の理論が深められる。

「個人の結合する (associate) 自由」を核心とする結社主義理論が自由主義的個人主義と違うのは、私的活動だけでは諸個人はその必要と願望を満足させることはできず、その追求のためには結合する必要があるということ承認する点である。結社主義は、出発点として「消極的自由」の必要性を受け入れることによって自由主義的個人主義と一致するが、自発的集団による「積極的自由」の追求を受け入れることによって古典的自由主義を超えて行く。ハーストはここで、結社主義理論にとって次の二つの倫理的主張を追加する(五一頁)。①結社は個人にとつての便益(「主観的利益」)の観点から正当化されなければならず、諸個人によってその便益のために選択されたものである。②すべての結社は「運命の共同体」ではなく、「選択の共同体」であるべきであり、結社の世界において強制が正当化されるのは、諸個人が自由に結社を選び、他者と協力する便益を享受することのできる諸条件を保護するためにだけである。ところで、結社が選択の共同体であることを保証するのは、「退出の権利」、つまり重大な罰金ないし損失なしに結社を去ることのできる権利である。この脱退権とその法的保護は、結社が民主的であることを保証するために公権力による介入より一層重要なものであるとされる。

さて、「選択の共同体からなる社会」という結社主義の見解に対しては、「友・敵関係」として政治をとらえるC・シュミットからの(ラスキに対する)批判と並んで、結社主義的なシステムは外部ではなく内部から脅かされるとす

る「多元的共同主義」からの批判がある(五二頁以下)。この批判によれば、文化的多元社会においては、アイデンティティとしての諸共同体が個人の生活を包摂する運命の共同体となり、社会の分裂をもたらすとする。これに対して、ハーストは、大部分の運命の共同体は力による「社会的閉鎖」の形態であり、個人化と教育に基づく選択が普遍的価値をもつ世界においては、運命の共同体を構築することはますます困難になっていると論じる。要するに、これらの批判は、個人主義と選択の倫理に基礎を置く結社主義は弱体で、政治的紛争に対処することができないという仮説に依拠しているが、それは誤りである。結社主義が社会の解体に導くものでないのは、それが、自由を保障することを任務とする公権力を保持するからであり、また侵犯者に対抗する諸結社間の強固な連帯を作り出すのに役立つからである。

次に、団体に対する公的規制のあり方について、ハーストは、基本的人権を保障する権利章典(Bill of Right)と、あらゆる結社が従わなければならない一般的規則を明記する結社法(Associational Law)を提案する。結社主義的社会的公共道徳は、自由主義のそれと同様に「善」を問題にしないがゆえに、わずかなものであり、手続きのものではない。結社主義はある種の価値多元主義を認めるが、しかし、全面的な道徳的・認識論的相対主義にくみするものでもない。その公共道徳の核心に位置するのは選択の原理であり、ハーストは、この原理を法的に擁護するために、結社活動の基本的公準として、①加入・脱退の自由、②子供の教育権の保障、③反人権的・反立憲的団体の禁止、の三つを挙げ、これらがすべての個人と結社に義務づけられるとする(五八〜五九頁)。

ところで、自発的団体が重要な役割を果たす結社主義的社会は、大きなリソースをもつ小集団の排他的利益に都合のよい社会ではないのかという、集合行動論からの異議が予想される。これに回答するにあたって依拠できるひとつ



の仮説は、構成員に比例する公的融資制度（第7章参照）によって支えられるなら、広範な構成員をもつ大規模集団を維持する困難はかなり緩和されるということである。この問題に関連して、M・オルソンは、すべての結社は潜在的に利己的であり、とりわけレント追求（rent-seeking）型の組織は市場を歪め、その柔軟性と効率性を減少させる危険をもつと述べている（六二頁以下）。オルソンの議論は、市場を中立的・非人格的かつ効率的な理想的分配メカニズムと見なし、それに対してその他の組織をレント追求で利己的な欠陥あるものと見ることに依拠している。これに対して、ハーストは、構成員に退出の権利が保障され、諸結社が構成員を求めて競争するシステムが確立されるなら、合理的行為論のいう利己的な動機の仮説に基づいてさえ、エリートによる結社の分捕りや結社によるレント追求への転落を避けることができるとする。さらに、市場は、個人の非市場的な動機・信念・行動に依存しているのであって、社会的諸制度の枠組みの中においてはじめて作動できるものであるということが指摘されている。

こうした結社主義の構想は、敵対的多元主義の危険を避けることに役立つ。その一つの例は、異なるルールや基準をもつ多元的な諸共同体が対立し合うアメリカ社会の「オットマン化」（Ottomanization）の危機である。結社主義は、諸集団による区画された規制（集団紛争の「パッケージ化」による抑制）と、結社による自己ガヴァナンスの拡大を通じて、国家権力の介入による敵対的立法の恐れを除去するとともに、公式・非公式の諸関係のネットワークを構築して相互間の敵意の減少をもたらす。

最後に、ハーストは、結社主義的システムの境界に関する問題と、結社主義的倫理の限界の問題について簡単に触れている。前者の問題については、「自治的共同体」の復興を目指す「新共和主義」が既存の国家を「新しいポリスタラシメ」と考えているのに対して、結社主義的社会における国家は、既にみたように連邦的・多元主義的であつ

説  
て、中央集権的な主権国家とは異なり、その境界は開放的であるとされる。後者の問題については、先進国を対象とする結社主義の構想は、その政治を変革することによってグローバルな貧富の格差構造の問題に市民の目を向けようとするものであるが、その構造が続く間は結社主義的倫理の地理的限界性が自覚されねばならないとしている。

## 一 結社主義的経済改革

以上の結社主義の諸原理と規範理論に基づいて、第4章と第5章では、新しい結社主義的経済システムが論じられることになる。まず第4章「結社型民主主義と経済ガヴァナンス」では、現代国家の経済ガヴァナンスの失敗とそれをもたらした経済諸理論が批判的に検討され、結社主義の経済的目標とそれが作動するための必要条件が提示される。初めに、経済ガヴァナンスとの関連で、結社型民主主義のもつ二つの根本的な特徴が示される。それは、①国家を「多元化」し、市民社会を「公共化」することによって、両者の分裂を架橋するとともに、②公・私の両領域において法人企業体の民主的ガヴァナンスを促して、ヒエラルキー的管理の範囲を制限し、組織的効率性の新しいモデルを提供する(七五頁)。つまり、結社型民主主義は、権威の構造を変えることによって、国家と市民社会、全国と地域、産業諸部門における諸企業間の一層効果的なつながりを提供するとされる。

ところで、戦後の経済成長の終焉とケインズ主義政策の破綻以降、明らかになったのは、「資本主義」そのものというようなものは存在せず、あるのは資本主義経済の異なる国民的・地域的諸変種であり、そのあるものが他のものより一層成功しているということである。経済的自由主義は、諸規制による制約や歪曲を免れているとき、市場は最

善かつ最も効率的な経済メカニズムであると主張するが、市場経済は、公的諸機関によって適切に方向づけられ、また適当な社会的諸制度に埋め込まれていないなら、望ましい社会的諸結果をもたらすことはできないということが改めて明らかになってきた。こうして、危機の解決策は、狭い「経済的」なものではなく、市場経済の社会的・経済的ガヴァナンスに関係しているのである。ハーストによれば、「レッセ・フェール」の掛け声とは裏腹に、自由主義時代は、アンシャン・レジームの時代よりもはるかに大きな経済介入能力をもつ国家を作り出したのであり、現代の集権国家の基礎を築いたといえる。自由主義国家の権力発動は、公的領域と私的領域の明確な分離に基づいていたが、大衆民主主義に基づく現代国家において「介入主義」は全面化し、かつ構造化することになる。しかし、実際には、現代国家の経済的機能は国家―社会関係の中に組み込まれている限界をもっているものであり、国家と社会の分離という形態は、国家の介入能力の基礎であると同時に、その介入の失敗の源泉でもあったとされる。このように、国家介入の有効性は、ひとえに国家の社会からの分離と社会に対する支配の諸形態に依存している。ハーストは、こうした観点から、現代の代表的な三つの経済学説（中央計画経済、ケインズ主義、経済的自由主義）の失敗の原因を説明していく。

まず、社会主義的中央計画経済の場合、この分離は社会に対する国家の権威主義的支配の形をとった。中央計画経済はある種の「経済的形式主義」を含んでおり、完全競争市場理論と同様に、富の生産と配分を社会的活動としてみることができなかつた。中央計画経済の致命的な欠陥はこの形式主義の中にあり、その結果、それは安定した自律的な社会的諸制度も勤労者の労働意欲も作り出すことができなかったのである（八三〜八五頁）。次に、ケインズ主義は、国家と社会の分離を前提にして、国家によるマクロ経済条件の操作を通じて市民社会に影響を及ぼそうとした。

しかし、現代の市民社会は巨大な組織諸利益からなっており、この中でケインズ主義が遭遇した障害(賃金プッシュ・インフレ等)に対処するために、新しい国家—社会関係(コーポラティズムの導入)へと進む必要に迫られることになるが、それはまた組織諸利益の政府政策への影響を強め、財政・金融政策における国家の自律性を制限することにもなった。こうして、ケインズ主義国家は、マクロ経済指標を有効に操作するために政策次元での高度の集権化と自律性を維持するとともに、インフレ圧力を抑制し、政策への同意を確保するために主要な組織利益との密接なつながりを発展させるといふ、不安定な綱渡りを求められることになったのである(八五—九〇頁)。ケインズ主義によって受け継がれた国家—社会の区別は、経済的自由主義の新しい経済政策によって実質的に変更されることになる。経済的自由主義は、中央計画主義と似た仕方、混合経済に特徴的な国家と社会的利益の交換によって構造化された社会を、理想化された市場システムの方向へと再編しようとしている。しかし、これは実際には市場の社会的埋め込みの破壊を意味している。純粹な「市場経済」、すなわち、社会組織の命運を純粹に私的な売買にゆだねるような社会システムは持続不可能である(九〇—九四頁)。

ハーストによれば、これら三つの経済学説の失敗に共通するのは、それぞれが国家と社会の間に確立してきた関係であり、さらに経済的「形式主義」、すなわち、国家政策は経済に対して外的にインパクトを与えることができるという信念への依拠である。経済管理の技術としてこれらの学説は、いずれも国家と市民社会の分離的な形態に依拠し、経済と経済的行為主体を支配する諸制度間の密接な対話を確立することができなかったがゆえに、破滅したのである。こうして、経済的アクターの協同を通じて調整と服従を追求する政治的メカニズムに依拠する経済ガヴァナンスの分権的理論が今や求められることになる。ハーストは、経済は一つの社会的制度であり、生産と市場は社会

(表1) 結社主義の実質的な経済目標

- ・適切な水準の富が生産され、結果の厳密な平等ではないが、繁栄が広く共有される形で配分されること。
- ・富の生産において、経済を統御する社会的諸過程が、できるだけ広範な参加者に合理的な水準の雇用と消費の確保をも保証すること。
- ・できるだけ多くの経済的行為者が、彼らの生計に必要である資産に対する最高度のコントロール（直接的もしくは間接的な）をもつこと。
- ・特定の企業によって影響を受ける地方自治体と同様に、消費者や預金者の利益が、経済ガバナンスの主要な構造において代表されること。

(Hirst:1994,p.98より作成)

的諸関係の中に埋め込まれているという議論は、反市場メンタリティーの要素ではなく、むしろこのように社会的埋め込みに留意するのは、適切な社会的ガバナンスによって市場の実質的パフォーマンスを高めるためであるとして、結社主義の経済目標を表1のように提示する。そして、これらの目標を達成するためには、民主的に管理される企業と、地方・地域・全国レベルでの企業・公共団体・組織利益間の協同の仕組みが必要であるとする。その条件は表2に示されているが、これらの諸条件は一般的なものであり、特定の国民的・地域的な結社主義的経済ガバナンスのモデルは、現実の諸経験から引き出されなければならない。そこで、これが次章の課題となる。(本章の最後で、ハーストは、G・D・H・コールのギルド社会主義の「第三の道」の失敗の教訓について述べているが、割愛する。)

## (表2) 結社主義的経済システムの必要条件

- ・ 利己的行動への圧力を克服し、市場経済がうまく作動するように、経済ガバナンスの諸制度が、経済的諸結社の構成員間およびそれら結社間で十分な水準の連帯と信頼を創出できること
- ・ 経済ガバナンスの諸制度が、経済的諸結社の協同（必要な規制を保証するのに十分な）と競争（効率性への刺激を保証するのに十分な）の間の受容し得るバランスを取ることができること。
- ・ 公共団体と経済的結社や企業間の調整的パートナーシップ（十分な自律性を後者に認め、実情に合う決定が下せるほど密接な関係を前者にも可能にする）を作ること。
- ・ 経済的調整過程に、より一般的な組織利益（例えば、企業や組織労働を代表する「頂上」団体）を含めること。
- ・ 個人や結社を代表する社会的組織諸利益の対立と協同の間の満足できるバランスを達成すること。あまりにも集権的なコーポラティズムは非民主的であり、組織エリートに都合がよいものとなる。

(Hirst:1994,pp.99～100より作成)

次に第5章「最近の現実と結社型経済改革」では、先進諸国における最近の経済実践の中から学ぶべき教訓が引き出され、結社型経済改革の具体的方向性が明らかにされる。

ハーストによれば、戦後の大量生産・大量消費の時代は七〇年代に終わりを告げ、国際経済に生じた諸変化（固定相場制の崩壊、金融市場の規制緩和、先進諸国間の貿易量の増大、地域的経済・貿易ブロックの形成）の結果、競争圧力の性質と産業組織の形態に急激な変化が起こった。これらの展開の最も明白な帰結のひとつは、国民経済管理のためのケインズ主義戦略が、主要マクロ経済変数の国際化とそれらの変動性の増大に直面して、その有効性を維持できなくなったことであり、もうひとつは、規模の経済の利点を利用して産業集積を目指す集権的な産業政策もまた、ますます効果を失うに至ったということである。その結果、公共政策と経済組織の双方に一連の重大な変化が生じたとして、ハーストは、次の6つの主要な変化を指摘している。①フォード主義的大量生産からフレキシビリティを強調する新しい製造戦略への移行。②この対応において、大規模規格生産に深く関与してきた企業ほど適応が困難であったこと。③中小企業は、周縁セクターに限定されたり、大企業の下請けに止まるどころか、変化した諸条件の中で息を吹き返してきたこと。④中小企業が最も効果を発揮し、競争力を確保するのは、同一ないし関連・補完産業が集中する産業地区（industrial districts）にそれらが立地しているときであるということ。なかでも、最も効果的なのは、諸企業が集合的・協同的形態の組織をもち、その組織が公共機関と提携しているような地区である。産業地区は、主要な投入や資本財の供給において規模の経済に相当するもの（集合的サービスや共同施設の利用）を企業に提供するのである。⑤それが示しているのは、マクロ経済指標の管理が全国レベルから地域レベルに、そして地域公共機関による協同の橋渡しや便宜の供与へと力点が移動したということである（地方政府の重要性）。⑥しかし、

国民国家の経済ガヴァナンスにおける力能がすべて失われてしまったわけではない。(一一五〜一二七頁)

それでは、経済ガヴァナンスにおいて国家が果たす役割とは何であろうか。ハーストは、これについて、①「分配連合」(distributional coalition)の構築と維持、すなわち、経済的パフォーマンスを促進する国民所得と国家支出の当面の分配について主要経済アクターに受け入れさせること、②それを可能にするための「社会的合意の編成」、③財政資源や規制権限を国・地域・地方の間に効果的に配分すること、の三つを国家の主要な機能と見なしている(一七〜一八頁)。これに関連して、ハーストは、コーポラティズムの問題点と新たな展望について言及する。コーポラティズムは、ポスト・ケインズ主義の時代に経済的安定を達成する手段であるが、上述のような変化がコーポラティズムの可能性を掘り崩し始めている。しかし、これが示しているのは、労働団体と経営者団体との集権的な交渉が経済的アクターや全体としての社会をますます代表しなくなっているということである。そこで、利益代表の形態は、社会的により包括的で、中小企業や「新しい型の労働者」のような広範な利益を調停するためにより柔軟なものとなる必要がある。新しいコーポラティズム的協調は、地域レベルでの協同の過程と全国レベルでの地域・産業代表の交渉に基づくものとなる。また、市場志向的な政策が支配的であるアメリカやイギリスのような社会では、底辺から出発して調整的な利益代表を作り出すような社会的連帯の新しい源泉を見つけたし、鼓舞することが不可欠となっている。

ところで、フレキシブルな生産や新しい企業構造は、一定の文化的・制度的諸条件の中で生まれてきたのであって、大量生産方式のように高度に一般化された産業モデルにまだなり得ていない。そこで、ハーストは、日本、ドイツ、イタリアの製造業の成功の経験から教訓を引き出そうとする(一二五〜一二七頁)。日本から学ぶべきものとしては、



国家・経済関係のレベルでの国家エリートと会社エリートの緊密なつながり、会社レベルでの企業共同体の仕事志向的なインセンティブ・メカニズム（賃金格差の少なさ、共通な雇用上の地位、企業との一体感）、さらに柔軟に専門化された中小企業と産業地区の重要性が挙げられている。ドイツの場合、その強みは、製造業の国際競争力と労働組合の穏健さ、大銀行と主要製造企業との関係、全国的・地域的な調整制度と企業における共同決定制度にある。またイタリアでは、中央政府の弱さが地域や自治体の経済ガヴァナンスにおける積極的役割を可能にしているとされる。これらの成功モデルを模倣するのはもちろん容易ではないが、三カ国のすべてに共通する成功の鍵は、「産業地区、中小企業、協同的・調整的な全国的諸制度」である（一一八頁）。そして、このことは、結社型経済が経済的自由主義よりも一層成功の見込みがあるということ、また結社主義は他国を模倣することによってよりも制度改革によって一層容易に導入され得るということを示しているのである。

ハーストは、これらの経験を踏まえて結社型経済モデルを展開する。結社型経済改革は、経済的自由主義が破壊する経済関係における協同と調整を促進しながら、政治的自由主義を保存するものである。結社型改革の狙いは、中小企業が今以上に際立つ経済へと進むことであり、そこでは所有は現場にしっかりと根差し、資本は主として地域の中で調達され、集合的サービスや経済規制は同業組合と地域政府との公・私の協力によって提供される。こうした地域経済の活性化のために中央政府がなすべきこととして、ハーストは、①適切な税制による資本の相互提供者のネットワークの確立（非営利型産業投資銀行）、②主要地域における公・私提携の奨励、③製造業への投資会社に対する租税優遇措置、④協同組合、労使協力、従業員参加へのインセンティブの付与、⑤競争の促進や会社の分権化の奨励、などを挙げている（一一三―一一三二頁）。そして、このような適切なインセンティブが与えられるなら、たとえマク

口経済的には不利な状況においてさえ、結社型の中小企業セクターは拡大し始めるであろうとされる。確かに経済の国際化によって巨大多国籍企業の支配が強まっているが、結社主義は、国家による国民経済管理能力の衰退に効果的に対処する方策を与えることができる。

ところで、ハーストは、同じように「第三の道」を旨とする市場社会主義に対しては批判的である（一三五頁以下）。市場社会主義の問題点は、経済をあたかもその構成部分（企業と家計）に還元できるかのように扱い、そして市場を両者を結び付ける中立的手段と見なして、企業、市場、国家介入の三位一体の構造にとらわれているところにある。市場社会主義は、主要な問題が企業内部の権力と富の不平等にあると考えているが、結社主義は、企業内部の権威の問題と並んで、経済の分権化された協同的ガヴァナンスを重要な問題として提起する。市場は投資や経済活動を短期的に方向づける傾向をもつが、産業投資は長期的なものであり、市場のシグナルよりも多くの質的情報を必要とする。結社型ガヴァナンスは、国家介入のように単に市場の失敗を是正するために介入するだけではなく、市場情報に対して、質的情報の代替的・補完的システムを提供する。そのような質的情報は現場での協同を通じて得られるのであるが、結社主義は経済的諸関係の複雑性や規模の問題にどのように対処しようとするのか。

これに関して、ハーストは、地方的関係の制度化、つまり産業地区における自発的な諸制度を「産業公共圏」(industrial public sphere)へと体系化することによって、「身近な知識」と大規模管理の能力を結合することができる(一三七頁)。産業公共圏は、すべての経済アクターが自由に寄与することができる開かれた一連のネットワークや諸制度を結合したものである。それは、集合的サービス、投資資金の地方的供給源、同業組合や労働組合によって組織された諸活動、企業間の提携などを通じて、調整的ガヴァナンスのための文脈を提供する。このように

して結び付けられた地域は、地方経済のあり方やその諸問題が議論されるセンターをもつ。産業公共圏は、地域的規模での「社会的頭脳」(デュルケーム)である。経済の効果的なガヴァナンスのためには、さらに連邦制と補完性(subsidiarity)の原理が必要である。この実例はEC(EU)である。ECは、構成国によって批准された諸条約に基づく国家連合的な公権力であり、しだいにヨーロッパ全体に共通する経済政策を取り扱うようになっていく。経済ガヴァナンスの他のレベルは国民国家と地域によって取り扱われる。補完性の原理は、下位の諸機関が一定の機能を排他的に遂行し、それについて上位の権威に従属しないことを可能とし、経済規制と市民権の共通枠組みの中で、諸国家や諸地域は自由に政策を決定することができる。

次に、ハーストは、結社型経済改革の重要な一環として、企業構造の改革の問題を取り上げる。一方では経済民主主義の要求の広がりによって、また他方では企業構造の多様性が不可避かつ望ましいものと考えられるようになってきたことによって、企業についての新しいアプローチが登場してきた。企業所有と私有財産権の問題について、R・ダールは、法人資産を財産そのものと考ええることは全くの論理的飛躍であることを示している(『経済デモクラシー序説』参照)。法人資産は特定の法律(会社法など)の創造物であって、財産そのもの同一視され得ない。法人の富の大部分は金融諸制度の手持ち株から成っているが、その源泉は普通の市民たちの金融資産である。これらの資産は市民によってコントロールされることも株式として所有されることもなく、年金基金受託機関、保険会社および単位信託基金経営者の手中にある。所有と経営の分離は、法人企業の経営者に絶大な権力を付与する(経営者による会社資産の効果的占有)。これに対して、ハーストは、かつての国有化や労働者統制の戦略に代えて、法人の特権を享受する株式会社をその利害関係者にとって「公的」な団体(彼らを代表する自治結社)へと変えることを提唱し、そ

のためには代替的な金融制度の利用（地域投資銀行、製造業相互投資基金、産業信用組合）、国家の立法措置（前記の金融制度への税制上の優遇、大企業に対する民主的規制）、多国籍企業への国際世論の圧力が必要であるとする（一四六―一四八頁）。そして、企業ガヴァナンスの新しい法的要件として、①監査役会と取締役会、②経営者の法的義務、③終身雇用制と従業員の労働条件の均等化、④パートタイム従業員の権利保障、⑤新株発行や合併の制限、⑥従業員株式所有制度（ESPO）について述べている（二五一―二五二頁）。こうした結社型改革戦略において、国家（政府）は、その活動の範囲においては広いが、その権力の射程においては機能的に限定されるべきであり、強権的なやり方ではなく、企業が自主的に改革の方向に利益を見いだすように誘導すべきであるとされる。最後に、ハーストは、企業における自治システムは個々の従業員の自由な投票に基づくべきであるとして、結社としての労働組合の今日的役割については、賃金決定と福祉システムにおける役割を挙げ、組合はこれまでと比べて福祉やその他のサービスの供給者としてその役割を拡大できようとして述べている。

このように「結社主義は、公・私領域の区別が変更され、ガヴァナンスが国家を超えてより広い社会にまで拡大し、そして国家の集権化とヒエラルキー的指令が最小限にまで縮小されるような、その名に値する『市民社会』を作ろうとする」試みである（一五七頁）。この市民社会においては、個人の権利と選択の原理が保護され、公・私区分の曖昧化が私的領域への国家による強制や侵害の増大へ導くことはない。同時に、自らを統治する社会の力量は、自発的諸結社における協同や参加を通じて強められ、こうして、経済ガヴァナンス能力の増大は「主権国家」やその官僚制諸機関の拡張なしに可能であるとされる。

### 三 結社主義的福祉国家

続いて、第6章と第7章では、結社主義的福祉システムが取り扱われる。まず第6章「厚い福祉、薄い集産主義」では、国家給付を中心とする現代福祉国家の問題点が指摘され、それに代わる結社主義的な福祉システムの特徴が示される。

今世紀における福祉国家の台頭の過程で、「福祉」は国家給付と同一視されてきた。こうした福祉集産主義の台頭について留意すべきは、多種多様な政治勢力（保守主義者、統治エリート、社会自由主義者）が全面的な国家福祉の理念や制度に愛着を示し、それを促進しかつ利用してきたということである。現代福祉国家の主たる担い手である社会民主主義は、この社会自由主義の戦略を次第にわがものとし、拡張していったのであって、福祉国家を産業の部分的国有化よりはるかに重要な、彼らの社会主義（「福祉を通じる平等の促進」）の核心的で最も包括的な特徴としてみるようになったのである。

しかし、福祉国家が機能した仕方はその政治的存在理由にほとんど一致せず、それを主張した多様な政治勢力の戦略目標をほとんど実現しなかった。福祉国家は、所得と富の著しい再配分を促進しなかったし、その福祉サービスのパターンは、社会民主主義の「平等戦略」に沿うものではなかった。こうして、経済危機による「合意」の衰退とともに、新自由主義による「福祉国家」批判が台頭することになる。ここで、ハーストは、市場的解決法を支持する大衆の態度（「納税者の反乱」）について、富裕な「中産階級」の出現による「満足の文化」というJ・K・ガルブレイスのテーゼを取り上げ、国民が福祉課税に反対するのはそれなりの理由があるのであって、真の問題は、国家による

説  
福祉サービスを支持する勢力が、財源とサービスの両面で改革を図る明確な新戦略を提出できなかったことにあるとする。

論  
ハーストは、現代福祉国家の中心的な問題を次のように考えている（一六五―一六七頁）。現代の福祉国家は、過去に普通の人々が自らのためにやってきた事柄（子供の教育、健康の維持・回復、高齢者や貧困者の扶養など）を役人や官僚に委ねているのである。ここで問題となるのは、公共サービスへの市民の関与とそれに対する責任の問題である。現状では、市民は、クライアントとして行政の対象になる以外はこれらの制度に近づく機会をほとんどたず、その結果、彼らがサービスを受けざるを得ないときには受動的な消費者としてそれに関係するようになる。官僚制は、市民の責任を取り去って、他者の必要に対する感受性を麻痺させる。重要なことは、福祉の消費者が、提供されるものを決定する力をもつような状況を作ることである。したがって、問題は個人からコントロールと責任を奪わないような集合的消費の形態を工夫することである。我々は、一世紀前に福祉と国家との間に確立され始めたつながりを問題にする必要がある。我々は、自発的で分権的なアプローチと包括的な公的サービスの概念との間で、何らかの融合ができないかどうかを問う必要がある。

こうして、ハーストは、福祉国家の行き詰まりを解決するために、①公的福祉やサービスの供給を自発的な自治結社に委ね、②このような結社がその構成員にサービスを供給するために公的資金を得られるようにする、という結社主義による社会ガヴァナンスを提唱する（一六七頁）。その基本的な目標は、既に見てきたように、公・私領域の区分を変えることよって現代社会を革新し、民主化すること、つまり、市民社会を公共化し、国家を多元化することである。これによって、「私的」領域は自発的諸団体を通じる社会的協同と集合的ガヴァナンスの領域となり、他方

で「公的」領域はさまざまな自治結社の活動を可能にするルールと資金の提供のメカニズムとなる。結社主義は経済的自由主義と福祉集産主義の対立を克服するとして、ハーストは、①「大きな政府なしに拡張されたガヴァナンスを提供する」、②「厚い福祉と薄い集産主義を提供する」という二点がその長所であるとする（二六八〜一七〇頁）。前者については、国家官僚制に対する自発的自治機関の利点として、職員の自発性、構成員に対する責任と構成員によるサービス給付の保証、サービス基準の設定者（国家）とサービス提供者との分離が挙げられている。後者については、結社主義は、消費者の選択を促進し、過剰消費・過剰生産の傾向に対する相互抑制をもたらすとともに、サービス給付の責任を消費者に委ねることによって、国家の福祉支出の制約を取り除くことができる（これに関連して、ハーストは、社会民主主義や経済的自由主義の結社主義に対する対応、および保守主義的分権化の問題点についても述べているが、紙数の関係で割愛する）。

次に最終章に当たる第7章「結社的・連邦的福祉国家」では、結社主義的福祉システムの原理と資金調達手続きが具体的に述べられ、併せて結社主義的社会システムの全般的構造とその諸問題が考察される。

まず始めに、ハーストは、連邦的・結社的福祉国家モデルの基本的諸原理を提示しているので、それを表3に示しておこう。ハーストによれば、このように十分に発達した結社主義的福祉国家は連邦的であって、そこでは給付の中心組織は地域であり、公的資金（地域間移転を含む）はそのレベルで徴収され、配分されることになる。彼は、この結社的・連邦的福祉システムについて三点にわたって詳述しているので、それを順次見て行くことにしたい。

最初に取り上げられるのは、諸結社はいかにして資金を受けるのか、また諸個人の資格はいかにして決定され、諸

(表3) 連邦的・結社の福祉国家モデルの基本的諸原理

- ・サービス給付は、受給者と供給者が提携する自発的自治団体によって行われる。かかる結社は少なくとも公式には民主主義的であり、受給者は一年更新の退出権をもつ。
- ・こうした団体は、主として公的財源から資金提供を受け、公的な監査と設定基準に従う。
- ・いかなる自発的団体——協会、労働組合、慈善基金——も、その構成員の選択に応じて福祉サービスの範囲を決めることができる。それゆえ、(少なくとも都市地域においては)市民が登録を選択できる範囲の競争的な諸サービスが存在していると考えられる。
- ・これらの団体はすべて、公的資金を受けるために登録条件を満たさなければならない。これには、公的基準への合致、退出権と受給選択権の受容、および全体システムの公的／結社のガバナンスへの参加が含まれるであろう。ここでは、基準設定、資金配分および監査は「多極共存型」であると考えられる。

(Hirst:1994,p.176 より作成)



団体に関連づけられるのかという問題である。ハーストはここで、基本的な福祉ニーズと特殊なニーズを区別する。基本的ニーズとは、社会の全員が受給資格をもち、年齢や地位に関係なく保証される一定の基本的必需品（衣食住）へのニーズである。特殊的ニーズとは、各人の一般的地位（病人、学齢児童、未婚の母親など）や、より特殊な事情（精神障害、無能力者など）に基づくニーズであつて、その認定は前者の場合は自動的に、後者の場合は一定の機関によつて行われる。そして、福祉資金の配分の原則は、基本的ニーズのためのものは個人に配分され、特殊的ニーズの場合には、個人がサービス提供者としての結社に登録をし、その結社がそれに見合う資金を受け取るということである（一七七〜一七八頁）。

さて、基本的福祉ニーズを賄う最も簡単な方法は普遍的受給権のシステムであり、これは一般租税を財源とする。その最も効果的な方法は「最低所得保障制度」（GMI）によるものであり、ここでは各成人は、移転支出不いし租税控除として、国家によつて保証される基礎所得（basic income）を受け取る。GMIの利点としては、福祉行政を簡素化し、行政経費を節約すること、全成人に与えられ、年金受給者や失業者も仕事をすることを禁じられないので、「貧困の罟」を作り出さないこと、基本的生計手段が権利として与えられることにより、ボランティア活動や家庭機能の再強化にも役立つこと、などが挙げられる（一七九〜一八三頁）。次に、特殊なニーズは、一般租税を用いて地域レベルで満たされる。その受給資格は各給付項目毎に定義されている。これらの交付金規程は地域政府の多極共存型基金評議会で決定される。各市民は、毎年あらかじめそれぞれのサービス毎にサービス提供組織に登録しなければならない。サービスの内容は市民と結社との「契約」によつて確定される。GMIと市民の選択による結社への法定交付金（formula funding）の組み合わせは、政府によるサービス統制を減らし、集権的官僚統制なき福祉国家を可

説 能にする。同時に、連邦や地域政府が最終的財政権をもつことにより、福祉支出の全般的水準は選挙された代議機関によって統制され得る。さらに、GIMと法定交付金以外に、より特殊な裁量的福祉サービスも存在するとされる(一八四〜一八七頁)。

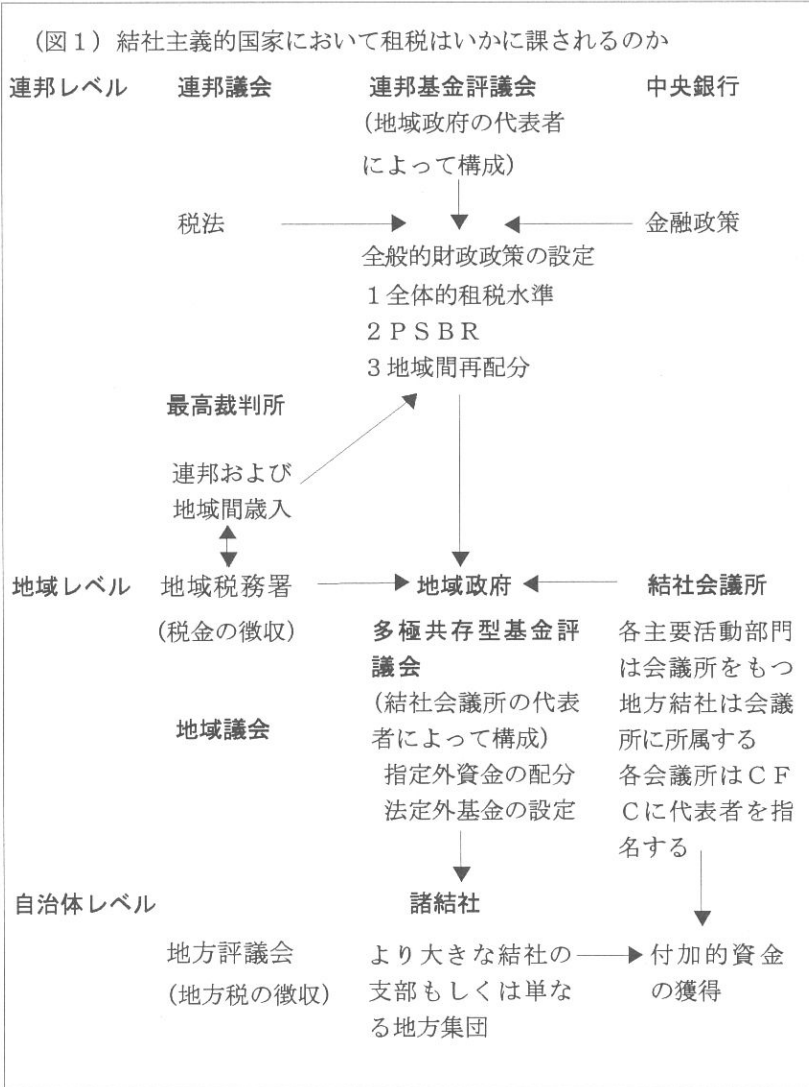
ハーストは、こうした福祉システムの中でのさまざまな機関による「権力分立」について、次のような原則を示している(一八八〜一八九頁)。

- ①連邦・地域政府は租税の全般的水準を設定し、予算の大項目を決定し、さまざまな方法(租税、保険、租税免除など)で福祉財源を割り当てる。
- ②福祉支出の大部分(約七五%)はGIMと法定交付金の形で用いられる。
- ③裁量的福祉はいくつかの異なる原理に基づいて提供される。
- ④システムを変化可能にし、ニーズに対応できるものにするため、市民と生産者のイニシアティブの余地が残される。
- ⑤強制的な集産主義的介入も、市民の選択に適応できないような残余的事項のために残るが、これらは民主的機関によって監督される。

次に取り上げられるのは、結社主義的連邦国家においていかに租税が課せられ、資金が主要団体の間で配分されるのかという、システムの全般的構造の問題であるが、これについては、前述の説明とハーストが示している図1を参照していただくことにして、紹介は最小限にしたい(一八九頁以下)。

連邦基金評議会は、全般的な財政政策および地域間移転歳入を決定するとともに、連邦共通大綱法、各種審議会の意見ならびに地域諸政府の予算案を勘案して、連邦市民全体に適用され得る一連の最低サービス基準を毎年作成する。地域政府は租税を徴収し、連邦と地域間再配分のための割り当て額を拠出する。福祉を提供する諸結社は自治体レベルで大部分のサービスを提供する。地方レベルの結社は、生産者と消費者を代表する共同委員会によって運営される。各活動部門毎に地方結社は結社会議所に代表を送り、各会議所は地域の多極共存型基金評議会に代表を送る。評議会は、サービス基準の設定、諸結社の監査、

(図1) 結社主義的国家において租税はいかに課されるのか



(出典：Hirst:1994,p.187)

説  
裁量的交付金の決定、地域福祉予算の作成、団体に対する規制などを行う。結社主義的システムにおいては、自治的諸機関は広範な自治を与えられるが、代議制議会と裁判所が最終の統治者であり、国家は財政状況やサービスの質にかかわる問題において公的なものの擁護者として活動するとされる。

最後に、ハーストは、連邦的・結社の福祉システムが生み出すかもしれない諸問題とそれへの対処法について取り上げている（一九五頁以下）。その第一は、集産主義的福祉との関係の問題であるが、これについてハーストは、結社主義は普遍主義的サービスに反対するのではなく、あくまで官僚制的後見主義に反対するのであって、そのシステムは、キャンペーン集団やオルタナティブ集団が会員を募ることによって、貧者の立場の改善や独自のアジェンダの設定を可能にするとして述べている。第二に、人口密集地域以外での市民の選択の保障の問題については、これは集産主義的システムでも問題になることであるが、広域サービスやリソースのプールによって利用施設を共有すること、都市と同じでないにせよ、田舎でも市民の選択が可能となるとする。第三は、選択に基づくシステムはいかにして偶発事を処理するのかという問題であるが、結社主義は、警察や社会事業のような分野では国家による官僚制的サービスを認めており、さまざまな形態の「福祉供給」の可能性が排除されているわけではない。第四に、結社主義的福祉供給における異質性に潜む問題について、ハーストは、ある意味でこのシステムは異質的であること、つまり福祉スタイルにおける選択肢を人々に提供することを目指すものであるが、望ましくない異質性やサービスの不十分さに対しては、市民自身もつ多数のコントロール・メカニズムによって対処することができるとする。

さらに、普通の人々の結社への積極的関与を疑問視する立場からは、自発性に基づくシステムは長続きしないのではないかという問題が提起される。これに対してハーストは、結社主義的システムでは福祉サービスは給与取得の専

門家よって供給されるので、人々の高水準の参加を本来的に必要としないこと、このようなシステムは人々が結社主義と自発主義の価値を認めるにつれて徐々に成長できるだけであることを指摘し、システムが十分に発達した暁には、結社の自発的運営者とサービスの平均的消費者の関係もより緊密なものとなろうと述べている。最後の問題は団体の自律性と個人の権利のジレンマに関するものである。このジレンマは、一般に自由主義が直面するものと同質のものであり、ここから脱出する道を与える倫理的原理は、既に述べたように、結社は自発的のものであり、運命の共同体ではなく選択の共同体でなければならないということである。そのためには、市民が少なくとも基本的に、さまざまな選択肢の中から自分のために選択できるだけの情報を持ち、十分に個人化されていなければならない。こうしてハーストは、結社主義的社會の市民文化は、民主的共和主義のものとは異なる論理を持ち、個人の選択の権利と能力に優先権を与える自由主義に近いものであると述べて、結びとしている。

### おわりに

以上、ハーストの『アソシエイティブ・デモクラシー』の内容をかなり詳しく紹介してきたが、最後に、それが現代民主主義論においてもつ意義を簡単に検討することにした。

近年、民主主義論は新たな活性化のときを迎えている。その背景には、まず「現存社会主義」体制の崩壊がある。これは、民主主義なき社会主義が長期的には政治的「専制」と経済的「非効率」をもたらすことを明らかにし、民主主義の普遍的意義を再確認することになった。ところで、社会主義の崩壊によって「勝利」したかに見えた資本主義

体制下の民主主義、すなわち「自由民主主義」もまたその機能不全がさまざまな角度から指摘されている。例えば、W・ハドソンは、現代アメリカ民主主義への挑戦として、代表者の応答性と責任性を弱める「権力分立」制度、「市民道徳」を蝕むラディカルな個人主義、市民参加の偏り、意味の薄れた選挙、ビジネスの「特権的地位」、社会的・経済的不平等、巨大な自立的権力を維持し続けている国家安全保障体制を挙げている（ハドソン一九九六）。しかし、これはアメリカだけの問題ではなく、民主主義の制度的メカニズムである代議制民主主義が、国民の政治参加と政府の責任性を担保する手段としてよりも、政府を正当化する手段として機能していること、さらに現代の大衆民主主義のもとで、一方での大衆の政治的受動性や無関心の広がり、他方での巨大組織と官僚制による支配や巨大資本による政治的影響力の増大という現象は、わが国を含めて先進資本主義諸国に一般に見られるところである。

こうした中で、自由民主主義体制の正当化理論としての地位を占めてきた多元主義的民主主義論においても、R・ダールに見られるように、民主主義の機能不全を改善するために、民主的過程の経済企業への拡大や、経済的・社会的さらには知識・情報における不平等の縮小を主張する見解が現れるようになっていく（Dahl: 1989, ダール一九八八）。また、社会主義的民主主義論の立場からも、個人の自由や制限政府という自由主義の諸原理を再評価し、自由と平等という二つの価値の新たな統合を図る民主主義論を探索する動きが強まっており、例えば、F・カニンガムの「民主的社會主義」論（カニンガム一九九二）や、D・ヘルドの「民主的自律」Ⅱ「自由社會主義」論（ヘルド一九九八, Held: 1995）がその代表的な議論である。さらには、多元主義と共同体、アイデンティティやシテイズンシップの問題に焦点を当て、民主主義の拡大と根源化を目指すさまざまな立場の「ラディカル・デモクラシー」論が展開されている（この紹介については、『思想』第八六七号の「ラディカル・デモクラシー」特集を見よ。また、

Mouffe:1992,1993' トレンド一九九八、千葉一九九五参照)。

さて、こうした現代民主主義論の諸潮流の中で、ハーストの民主主義論はどのように位置付けられ、またどのような意義をもつのであろうか。既に見たように、ハーストは、民主主義を「人民支配」という理念や、決定メカニズムとしての代議制としてとらえるだけでなく、経済・社会ガヴァナンスの方法としてとらえることを提唱している。これは、現行の代議制民主主義の欠陥を補完するために、民主主義を経済・社会領域に拡大していこうとするものであり、その点では現代民主主義論の基本的な方向に沿ったものであるといえる。彼の特徴は、自発的結社を基軸とした社会の組織化の構想を提示することによって、国家の「多元化」と市民社会の「公共化」とを図り、そのことによって経済や社会の公共的諸問題を民主的に解決しようとするところにある。このように、「個人の結合する自由」を核心とするハーストの結社主義は、個人の自由や選択という自由主義的原理を重視する点で、「個人的自律の推定」(Giddens:1989)や「自律性の原理」(ヘルド一九九八)を民主主義の正当化原理とするR・ダールやD・ヘルドの民主主義論と共通している。そして、それを社会のガヴァナンスと結び付けるのが彼の「コミュニケーションとしての民主主義」把握であり、この点では、社会的連帯の再構築を目指すA・ギデンズの「対話的民主主義」(Giddens:1994)や、開かれた討議を通じて問題の解決を目指すD・ミラーの「審議的民主主義」(Miller:1993)と共通する民主主義観に立つものである。

今日、国家や政府以外にも、地域経済の振興や環境の保護、福祉の向上を目的として活動する団体が増加し、こうした、民間団体が行う公共活動の重要性が注目されるようになってきた。これらは、NPO(非営利民間組織)やNGO(非政府組織)と呼ばれているが、社会的に大きな影響を及ぼす企業の活動と併せて、こうした公共性の強い社

説  
 会運営の活動をガヴァナンスという。これら諸結社の活動は、それ自身が社会秩序の形成に重要な役割を果たしており、社会のガヴァナンスにとって不可欠なものとなっている。シュトレーク／シュミッターは、コーポラティズム論の文脈で、国家の認可と援助のもとで公的責任を委譲された「私的利益政府」(private interest government)が、共同体、市場、国家(官僚制)と並んで、現代の社会秩序を形成する独自の制度的基礎をなしているとする(Streek/Schmitter:1985)。ハーストは、こうした議論を踏まえて、結社主義を社会の組織化の一つの基軸的な原理として提示し、それによって現在の経済・社会システムの改革を構想しようとするのである。これは決して資本主義にとって代わるものではないとされているが、彼が提起する結社主義的な経済・社会改革は、改めて資本主義と民主主義との関係を問い直さざるを得ない(これについては Bowles/Gintis:1986, Przeworski:1985 参照)。ところで、ハースト

もたびたび指摘しているように、こうした改革にとって重要な鍵となるのが公・私領域の再編成である。彼がここで主張しているのは、いわば「非国家的公的領域」の拡大であるが、これもまた現代民主主義論の焦点となっている問題である。

このように、ハーストのアソシエイティブ・デモクラシー論は、それが提示している具体的な結社主義的改革構想とともに、現代の国家・社会と民主主義のさまざまな問題を考えるうえで刺激的な著作であるといえる。彼の改革構想についてはほとんど触れることができなかつたが、ここで簡単に取り上げた現代民主主義論の幾つかの問題については別稿を期して、本稿を終えることにしたい。



〔参考文献〕

- Hirst,P.(1979) *On Law and Ideology*. Routledge & Kegan Paul
- Hirst,P.(1990) *Representative Democracy and Its Limits*, Polity Press
- Hirst,P.(1993) *Associational democracy*, in Held, D.(ed.)
- Cutler,A et al(1977,1978) *Marx's Capital and Capitalism Today: volume 2* Routledge & Kegan Paul (岡崎ほか訳  
『資本論と現代資本主義』法政大学出版局、一九八八年)
- Jessop,B.(1982) *The Capitalist State*, Martin Robertson (田口ほか訳『資本主義国家』お茶の水書房、一九八三年)
- Jessop,B.(1990) *State Theory, Polity Press* (中谷義和訳『国家理論』お茶の水書房、一九九四年)
- Laclau,E,C.Mouffe(1985) *Hegemony and Socialist Strategy*, Verso (山崎ほか訳『ポスト・マルクス主義と政治』  
大村書店、一九九二年)
- 田畑稔(一九九四)『マルクスとアソシエーション』新泉社
- ハドソン、W(一九九六)『民主主義の危機』(宮川ほか訳)東洋経済新報社
- Dahl,R.(1989) *Democracy and Its Critics*, Yale University Press
- ダール、R(一九八九)『経済デモクラシー序説』(内山秀夫訳)三嶺書房
- カニンガム、F(一九九二)『民主主義理論と社会主義』(中谷ほか訳)日本経済評論社
- Held,D.(ed.)(1993) *Prospects for Democracy*, Polity Press
- Held,D.(1995) *Democracy and the Global Order*, Polity Press
- ケルド、D(一九九八)『民主政の諸類型』(中谷義和訳)お茶の水書房
- Mouffe,C.(ed.)(1992) *Dimensions of Radical Democracy*, Verso
- Mouffe,C.(1993) *The Return of the Political*, Verso (千葉ほか訳『政治的なるものの再興』日本経済評論社、

## 説

一九九八年)

トレンド、D(編)(一九九八)『ラディカル・デモクラシー』(佐藤ほか訳)三嶺書房

千葉真(一九九五)『ラディカル・デモクラシーの地平』新評論

## 論

Giddens, A.(1994) *Beyond Left and Right*, Polity Press

Miller, D.(1993) Deliberative democracy and social choice, in Held, D.(ed.)

Streek, W./P.C. Schmitter(1985) Community, market, state - and associations?: The prospective contribution of

interest governance to social order, in Streek, W./P.C. Schmitter(ed.) *Private Interest Government*, SAGEBowles, S./H. Gintis(1986) *Democracy and Capitalism*, Basic BooksPrzeworski, A.(1985) *Capitalism and Social Democracy*, Cambridge U.P.

季報『唯物論研究』第六一号(一九九七)特集「アンシエーションの理論と実践」

『思想』第八六七号(一九九六)特集「ラディカル・デモクラシー」